

定 款

総代選挙規程

役員選挙規程

吉田用水土地改良区

(令和 7 年 2 月 7 日認可)

吉田用水土地改良区定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、吉田用水土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、茨第39号である。

(地区)

第3条 この土地改良区の地区は、次に掲げる地域（その地区内にある土地のうち、土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

市町名	大 字 名	摘 要
結 城 市	結城 小田林 五助 結城作 鹿窪 林 矢畑 上山川 大木 北南茂呂 東茂呂 上成 田間 江川大町 武井 善右エ門新田 粕礼 浜野辺 今宿 山王 芳賀崎 山川新宿 新宿新田 水海道 七五三場	一円の田畑
八千代町	佐野 瀬戸井 粕礼 下山川 塩本 菅谷 西大山 兵庫 成田 水口 松本 平塚 落田 東落田 大間木 栗山 尾崎 福岡 新地 村貫 芦ヶ谷 磯 若 東大山 太田 沼森 八町 仁江戸 新井 袋 久下田 大里 小屋 新地新田	一円の田畑
古河市	東間中橋 西間中橋 北間中橋 尾崎	一円の田畑
下妻市	村岡 皆葉 五箇 鎌庭 別府	一円の田畑

常総市	杉山 向石下 蔵持 蔵持新田 岡田 国生 篠山 中沼 古間木 栗山新田 古間木沼新田 大沢新田 馬場 崎房 左平太新田 笹塚新田町 横曽根新田町 花島町 大輪町 羽生町 豊岡町	一円の田畑
坂東市	庄右エ門新田	一円の田畑

(事業)

第4条 この土地改良区の地区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次の掲げる土地改良事業を行う。

- (1) 幹線水路鬼怒川及び山川よりの揚水機場並びに地区内の利用上必要なかんがい排水施設の維持管理
- (2) 地区内用排水施設並びに農業用道路の新設及び改修
- (3) 農用地及び土地改良施設の災害復旧並びに土地改良施設の突発事故被害の復旧
- (4) 地区内の区画整理
- (5) その他、農用地の改良又は保全のため必要な事業

2 この土地改良区は、鬼怒川の勝瓜地点に設置された勝瓜頭首工および水路その他のかんがい施設の維持管理を共同で行うため鬼怒川南部土地改良区連合に所属する。

3 この土地改良区は、別に定める規程により本土地改良区の行う事業を妨げない限りに於いて、土地改良区施設を他の目的に使用させることができる。

4 この土地改良区は、県営土地改良事業により造成された施設を管理委託される場合は、これを受託する。

5 この土地改良区は、県営土地改良事業に伴う換地事務を委託される場合は、これを受託する。

6 この土地改良区は、第1項各号の事業に附帯して、農地中間管理事業の実施に関し農地中間管理機構から業務を委託された場合は、これを受託する。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、茨城県結城郡八千代町大字菅谷1187番地の1に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区の属する市町村の事務所の掲示場に掲示してこれをする。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。

第2章 会 議

(総代会)

第7条 この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第8条 総代の定数は、72人とする。

(総代の選挙)

第9条 総代は、組合員が総代会外においてこれを選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙規程で定める。

(総代の任期)

第10条 総代の任期は、4年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第23条第4項において準用する法第29条の3第1項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(総代の失職)

第11条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

(通常総代会の時期)

第12条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度1回3月とする。

(組合員の請求による会議招集)

第13条 組合員が、総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から20日以内に総代会を招集しなければならない。

(書面による議決)

第14条 やむを得ない理由のため、総代会に出席することができない総代は、あらかじめ通知した事項について、書面により議決権を行うことができる。

2 書面により議決権を行おうとする総代は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、総代会の会日の前日（通知で別に定めたときは、その日）までにこの土地改良区に提出しなければならない。

(議決方法の特例等)

第15条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良区事業の廃止、役員の改選、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併及び解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第16条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、經常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の三分の一以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第17条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

(総会)

第18条 第13条から前条までの規定は、総会について準用する。

第3章 役員

(役員の定数)

第19条 この土地改良区の役員定数は、理事12人、及び監事3人とする。

(役員の選挙)

第20条 役員は、総代が総代会において選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、役員の選挙に関し必要な事項は、附属書役員選挙規程で定める。

(理事長等)

第21条 理事は、理事長及び副理事長各1人を互選する。

第22条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長及び副理事長とも事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

(事務の決定)

第23条 この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第24条 監事は、少なくとも毎事業年度2回、この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

(役員の任期等)

第25条 役員の任期は4年とし、総選挙により選挙された役員の就任の日から起算する。ただし、法第29条の3第1項及び第134条第2項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消による選挙によって選挙される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

2 前項のただし書に規定する選挙が、役員の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(役員の失職)

第26条 理事又は監事がその被選挙権を失ったとき、又はその所属する被選挙区を異動したときは、その職を失う。ただし、組合員である役員が独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）第31条第1項各号に該当する者となり、又は、農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成13年6月6日法律第39号）による改正前の農業者年金基金法（昭和45年法律第78号）第42条第1項に規定する経営移譲をしたことにより、その被選挙権を失ったときは、該当役員は、その任期の残任期間において、組合員でない役員となることができる。

第4章 経 費 の 分 担

(経費分担の基準)

第27条 第4条第1項第1号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、地区内にある水田の全部につき平等に地積割に賦課する。

2 第4条第1項第2号及び第3号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき、地積割に賦課する。

3 第4条第1項第4号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき、各區別

に規約に基づいて定めた土地の地積に比例して賦課する。畑に対する賦課比率はその都度総代会において定める。ただし、換地処分の公告のあった後においては、当該換地処分に係る換地計画書において定められた換地交付基準地積に比例して賦課する。

4 この土地改良区の所属する鬼怒川南部土地改良区連合の事業に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

5 前4項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、組合員に対し、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割に賦課する。

(分担金)

第27条の2 この土地改良区は、法第91条の規定に基づき県営土地改良事業の分担金を負担する。

2 前項の分担金に充てるための賦課金及び当該分担金の全部又は一部につき借入した農林漁業資金の償還金に充てるための賦課金は、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。ただし、区画整理に係る賦課金は、換地処分の公告があった後においては、当該処分に係る換地計画において定められた換地交付基準地積に比例して賦課する。

(賦課徴収の方法)

第28条 前条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総代会で定める。

(夫役の履行)

第29条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人をもってこれを履行することができる。

2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(特別徴収金)

第30条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第30条の2 この土地改良区は、法第91条の2の規定に基づき、県営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

- 2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第31条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に、督促状を發してこれをするものとする。

(過怠金)

第32条 第27条、第27条の2、第30条又は第30条の2の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代わるべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて金100円につき1日金4銭の延滞金並びに督促状を發した場合には督促手数料100円を過怠金として徴収する。

- 2 前項の滞納金又は過怠金を市町村が処分する場合には、さらにその徴収額の百分の四に相当する額を過怠金として徴収する。
- 3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれらを減免することができる。

第5章 雑 則

(委員会)

第33条 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。

- 2 理事会は、第1項に規定する各委員会ごとに担当理事を定める。

(加入金)

第34条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

2 前項の加入金の額は10アールにつき金壹万円の範囲内において総代会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第35条 前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、第32条の規定を準用する。

(基本財産)

第36条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

(財産の分配の制限)

第37条 この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く）のときでなければ組合員に分配することが出来ない。

(事業年度)

第38条 この土地改良区の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(電磁的方法)

第39条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

(土地改良区連合)

第40条 この土地改良区から選出する鬼怒川南部土地改良区連合の議員は理事、監事の内から理事会において選任する。

2 前項の議員が当土地改良区の理事、監事でなくなったときは議員の職を失う。

(委任)

第41条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附

則

1 この土地改良区の組織変更当時の理事及び選挙による監事は、この定款の規定にかかわらず土地改良法施行規則第100条の規定に基づき、吉田用水普通水利組合の組合会で選任するところによる。

但し、その任期は第1回の総代会までとする。

附

則

1 この定款変更中監事の定数変更に関する規程は昭和29年10月29日から施行する。

附

則

1 この定款変更中理事の被選挙区による定数は昭和31年3月26日より施行する。

附

則

1 この定款変更中理事の被選挙区による定数は即日施行する。

2 この定款変更中理事、監事の任期は昭和35年3月26日までとする。

附

則

- 1 この改正定款は認可の日（昭和41年5月14日）より施行する。
- 2 この定款変更のさい、現に土地改良区の役員である者は、この定款変更にともない所属被選挙区に異動を生じた場合は、変更後も第23条の規定にかかわらずその任期の満了するまでこの土地改良区の役員の地位にあるものとする。

附

則

- 1 この改正定款は認可の日（昭和43年10月26日）より施行する。

附

則

- 1 この改正定款は認可の日（昭和44年10月18日）より施行する。

附

則

- 1 この改正定款は認可の日（昭和45年9月28日）より施行する。

附

則

- 1 この改正定款は認可の日（昭和47年5月19日）より施行する。

附

則

- 1 この改正定款は認可の日（昭和48年7月17日）より施行する。

附

則

- 1 この改正定款は認可の日（昭和49年11月18日）より施行する。

附 則

- 1 この改正定款は認可の日（昭和50年1月8日）より施行する。

附 則

- 1 この改正定款は認可の日（昭和51年10月9日）より施行する。

附 則

- 1 この改正定款は認可の日（昭和52年9月14日）より施行する。
- 2 土地改良法の一部を改正する法律（昭和47年法律第37号）附則第6項の規定により同法による改正後の特別徴収金に関する規定を適用しないこととされる土地改良事業の施行に係る地域内の農地の転用または開田に伴い徴収する賦課金については、第28条の2及び第28条の3の規定にかかわらずなお従前の例による。

附 則

- 1 この改正定款は認可の日（昭和54年10月2日）より施行する。
- 2 この定款変更中第8条の規定の変更は現任総代の任期満了、その他の事由による、次期の総選挙のときから施行するものとし、それまではなお従前の例による。
- 3 この定款変更中第16条及び役員選挙規定第2条の規定の変更は、現任役員の任期満了、その他の事由による時期の総選挙のときから施行するものとし、それまではなお従前の例による。

附 則

- 1 この改正定款は認可の日（昭和57年7月7日）より施行する。

附 則

- 1 この改正定款は認可の日（昭和60年11月5日）より施行する。

附 則

- 1 この改正定款は認可の日（平成2年8月17日）より施行する。

附 則

- 1 この改正定款は認可の日（平成14年3月7日）より施行する。

附 則

- 1 この改正定款は認可の日（平成18年7月7日）より施行する。

附 則

- 1 この改正定款は認可の日（平成20年10月23日）より施行する。

附 則

- 1 この改正定款は認可の日（平成23年11月28日）より施行する。

附 則

- 1 この改正定款は認可の日（平成27年1月28日）より施行する。

附 則

- 1 この改正定款は、変更認可の日（平成31年4月23日）から施行する。
- 2 この定款変更による変更後の第4条第1項及び第14条の規定は、平成31年度通常総代会の終了の時から適用するものとし、それまでは、なお従前の例による。
- 3 この定款変更による変更後の第8条から第11条まで及び総代選挙規程は、現任総代の任期満了及びその他の事由による総選挙のときから適用するものとし、それまでは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正定款は認可の日（令和2年5月18日）より施行する。

附 則

- 1 この改正定款は認可の日（令和5年3月22日）より施行する。

附 則

- 1 この改正定款は認可の日（令和7年2月7日）より施行する。

総代選挙規程

吉田用水土地改良区

(令和7年2月7日認可)

吉田用水土地改良区総代選挙規程

(総代の被選挙権)

第1条 次に掲げる者は、総代の被選挙権を有しない。

- 一 組合員でない者
- 二 未成年者
- 三 禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでのもの

(選挙区等)

第2条 総代の選挙は、選挙区ごとに行うものとする。

2 総代の選挙区及び各選挙区において選挙すべき総代の定数は、次のとおりとする。

選挙区	市 町	選 挙 区 域	定数数
第1区	結城市	結城 小田林 五助 結城作	4人
第2区	結城市	鹿窪 林	1人
第3区	結城市	矢畑 上山川	7人
第4区	結城市	大木 北南茂呂 上成 東茂呂 田間 武井 江川大町 七五三場	6人
第5区	結城市	浜野辺 粕礼 今宿 山王 芳賀崎 新宿新田 水海道 山川新宿 善右エ門新田	7人
第6区	八千代町	佐野 瀬戸井 粕礼 西大山 塩本 菅谷 兵庫 成田 下山川	10人
第7区	八千代町	平塚 水口 松本	3人
第8区	八千代町	蒨田 東蒨田 栗山 大間木 福岡 新地 尾崎 芦ヶ谷 磯 新地新田 村貫	5人

第9区	八千代町	若 東大山 太田 沼森 仁江戸	3人
第10区	八千代町	八町 新井 袋 久下田 小屋 大里	2人
第11区	古河市	尾崎 北間中橋 東間中橋 西間中橋	3人
第12区	下妻市	村岡 皆葉 五箇 鎌庭 別府	3人
第13区	常総市	岡田 中沼 国生 篠山 杉山 向石下 蔵持 蔵持新田	5人
第14区	常総市	古間木沼新田 古間木 栗山新田 大沢新田 馬場 崎房 左平太新田	3人
第15区	常総市	笹塚新田町 横曽根新田町	2人
第16区	常総市	花島町 大輪町 羽生町	4人
第17区	常総市	豊岡町	3人
第18区	坂東市	庄右エ門新田	1人
合 計			72人

3 選挙人の所属の選挙区は、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在地による。この場合において、その選挙人の組合員たる資格に係る権利の目的たる土地が2以上の選挙区にあるときは、当該選挙人が指定して土地改良区に届け出た土地（当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地）の所在地による。

（選挙の時期）

第3条 総代の任期満了による総選挙は、その任期満了の日前60日から10日までに、その他の選挙にあっては、これを行うべき事由が生じた日から30日以内に行わなければならない。

（選挙の公告）

第4条 選挙の期日は、その期日から5日前までに公告するものとする。

- 2 前項の公告には、投票開始の時刻、投票終了の時刻、各選挙区ごとに選挙する総代の数及び投票用紙に記載すべき選挙する総代の数を記載するものとする。

(投票区等)

第5条 この土地改良区は、必要があると認めるときは、選挙区を分けて数投票区を設けることができる。

- 2 投票区ごとに一投票所を置く。
- 3 第1項の規定により数投票区を設けたときは、前条の公告にその旨を記載するものとする。

(選挙管理者等)

第6条 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、選挙ごとに理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て組合員の中からそれぞれこれを指名するものとする。

- 2 前項の投票管理者及び開票管理者は、選挙区ごと（前条第1項の規定により投票区を設けたときは、投票管理者にあつては投票区ごと）に指名するものとする。

ただし、第19条第1項の規定により投票を行わない選挙区については、これらの者を指名することを要しない。

- 3 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、相兼ねることができる。

(選挙管理者の職務)

第7条 選挙管理者は、選挙に関する事務を担当し、開票管理者から第9条の規定による報告を受けたときは、選挙立会人立会の上、その報告を調査し、各人の得票総数を計算し、選挙録を作つて選挙に関する次第を記載し、選挙立会人とともにこれに署名しなければならない。

(投票管理者の職務)

第8条 投票管理者は、投票に関する事務を担当し、投票録を作つて投票に関する次第を記載し、投票立会人とともにこれに署名しなければならない。

2 投票管理者は、投票立会人立会の上、投票録及び投票箱を開票管理者に引き渡さなければならない。

3 選挙管理者が投票管理者を兼ねる場合には、投票に関する次第は、選挙録中に併せて記載することができる。

(開票管理者の職務)

第9条 開票管理者は、開票に関する事務を担当し、開票立会人立会の上、投票箱を開き、投票を点検し、開票立会人の意見を聴いて投票の効力を決定し、直ちにその結果を選挙管理者に報告するとともに、開票録を作つて開票に関する次第を記載し、開票立会人とともにこれに署名しなければならない。

2 選挙管理者が開票管理者を兼ねる場合には、開票に関する次第は、選挙録中に併せて記載することができる。

(選挙録等の保存)

第10条 選挙録、投票録及び開票録は、投票と併せて、当該選挙に係る総代の在任期間中、この土地改良区において保存するものとする。

(選挙立会人等)

第11条 選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、選挙ごとに、理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て組合員の中から各2人(投票立会人及び開票立会人にあつては、選挙区ごと(第5条第1項の規定により投票区を設けたときは、投票立会人にあつては投票区ごと)に各2人)を指名するものとする。

ただし、第 19 条第 1 項の規定により投票を行わない選挙区については、投票立会人及び開票立会人を指名することを要しない。

- 2 選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、相兼ねることができる。

(投票)

第 12 条 投票は、選挙の当日、組合員自ら、組合員名簿との対照を経て投票用紙に総代の候補者の氏名（法人にあっては、その名称。以下同じ。）を記載し、これを投票箱に入れて行わなければならない。

- 2 投票用紙は、選挙の当日、投票所において組合員に交付する。
- 3 投票用紙に記載すべき選挙する総代の数は、1 人とする。
- 4 投票開始の時刻は午前 9 時とし、投票終了の時刻は午後 4 時とする。
- 5 午後 4 時までに投票所に到着していない者は、投票することができない。

(投票の拒否)

第 13 条 投票の拒否は、投票立会人の意見を聴いて、投票管理者が決定するものとする。

(開票)

第 14 条 開票所は、この土地改良区の事務所又は開票管理者の指定する場所に設ける。

- 2 開票は、投票の当日又はその翌日に行う。

(無効投票)

第 15 条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

- 一 所定の用紙を用いないもの
- 二 総代の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地。以下同じ。）又は敬称の類

を記入したものは、この限りでない。

- 三 当該選挙区の総代の候補者以外の者の氏名を記載したもの
- 四 被選挙権のない者の氏名を記載したもの
- 五 総代の候補者の氏名を自書しないもの
- 六 総代の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの
- 七 投票用紙に記載すべき数を上回る数の総代の候補者の氏名を記載したものの
- 八 当該選挙区に所属しない総代の候補者の氏名を記載したもの

(候補者の立候補等の届出)

第 16 条 当該選挙区の選挙権を有する組合員でなければ、当該選挙区において総代の候補者となり、又は総代の候補者を推薦することができない。

- 2 総代に立候補しようとする者は、当該選挙の期日の公告のあった日から二日間に、その旨を書面でこの土地改良区に届け出なければならない。
- 3 総代の候補者を推薦するには組合員 5 人以上が本人の承諾を得て、前項の期間内に、その旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。
- 4 この土地改良区は、総代の候補者となった者の住所、氏名、所属選挙区名及び立候補又は被推薦の別並びに投票所及び開票所を選挙の期日の 3 日前までに公告し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。

ただし、第 19 条第 1 項の規定により投票を行わない選挙区については、当該公告に代えて、第 21 条第 1 項の公告を行うものとする。

- 5 総代の候補者が立候補を辞退し、又は推薦の候補者でなくなった場合には、立候補し、又は推薦をした者若しくは推薦された者は、直ちにその旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。
- 6 第 4 項の公告のあった日以後において前項の届出があったとき、又は総代の候補者が死亡し、若しくは第 17 条第 2 項の規定に該当するに至ったことを知ったときは、この土地改良区は、直ちにその旨を公告するものとする。

(立候補等の制限)

第 17 条 選挙管理者、投票管理者、開票管理者、選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、その関係区域内において総代の候補者となることができない。

- 2 総代の候補者が前項の規定により総代の候補者となることができない者となったときは、総代の候補者たることを辞したものとみなす。

(当選人の決定)

第 18 条 有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、選挙区ごとに、選挙すべき総代の数で有効投票の総数を除して得た数の 4 分の 1 以上の得票数がなければならない。

- 2 当選人を定めるに当たり、得票数が同じであるときは、選挙管理者が、選挙立会人立会の上、くじで定めるものとする。

(無投票の当選)

第 19 条 総代の候補者の数がその選挙において選挙すべき総代の数を超えないとき、又は超えなくなったときは、投票を行わない。

- 2 前項の場合においては、選挙管理者は、直ちに、当該総代の候補者をもって当選人と定めなければならない。
- 3 前項の場合において、当該総代の候補者の被選挙権の有無は、選挙管理者が選挙立会人の意見を聴いて決定しなければならない。

(当選人の失格)

第 20 条 当選人は、選挙の期日後において被選挙権を有しなくなったとき、又はその所属する選挙区を異動したときは、当選を失う。

(当選の公告)

第 21 条 当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知し、同時に、当選人の住所、氏名及び所属選挙区名を公告しなければならない。

2 前項の通知を受けた日から 7 日以内に当選を辞退する旨の届出がないときは、当選人は、その当選を承諾したものとみなす。

(繰上補充)

第 22 条 当選人の数がその選挙において選挙すべき総代の数に達しなくなったときは、選挙管理者は、直ちに第 18 条の例によって、当選人を定めなければならない。

2 前項の規定により当選人が定まった場合には、前条の規定を準用する。

(当選の確定及び総代の就任)

第 23 条 選挙管理者は、第 21 条第 2 項（前条第 2 項において準用する場合を含む。）の期間満了の日の翌日、当選人の住所、氏名及び所属選挙区名を公告しなければならない。

2 当選人は、前項の公告があったとき、総代に就任するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、当選人は、現任総代の任期満了後における第 24 条の規定による当選、第 25 条の規定による当選及び第 27 条の規定による選挙並びに土地改良法（以下「法」という。）第 23 条第 4 項において準用する第 29 条の 3 の規定による改選の場合を除き、公告の時が現任総代の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

(当選の取消しの場合の措置)

第 24 条 法第 136 条の規定により当選の取消しがあったときは、理事長は、直ちに第 18 条の例によって当選人を定めなければならない。

- 2 前項の規定により当選人が定まった場合には、第 20 条から前条までの規定を準用する。

(再選挙)

第 25 条 第 18 条から第 22 条までの規定による当選人がない場合、選挙すべき総代の数に足る当選人を得ることができない場合又は法第 136 条の規定による選挙若しくは当選の取消しの場合（前条の規定により当選人を定めることができることを除く。）にはその不足の員数につき、再選挙を行わなければならない。

(補欠総代の繰上補充)

第 26 条 選挙後 1 年以内に総代の欠員が生じた場合において、第 18 条第 1 項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかったものがあるときは、理事長は、第 18 条の例によって、その者のうちから当選人を定めなければならない。

- 2 前項の場合には、第 20 条から第 23 条までの規定を準用する。

(補欠選挙)

第 27 条 選挙区ごとに定める総代の全部又は一部が欠けた場合には、前条の規定により当選人を定めることができることを除き、当該選挙区ごとに、その不足の員数につき、補欠選挙を行わなければならない。ただし、欠員数が当該選挙区の定数の 6 分の 1 以内であるとき（総代の定数が 2 人以上 6 人未満である選挙区にあっては、欠員数が 1 人であるとき）又は総代に欠員を生じた時が総代の任期満了前 6 月以内であるとき（総代の数が当該土地改良区の総代の定数の 3 分の 2 に達しなくなったことを除く。）は、補欠選挙を行わないことができる。

(総選挙)

第 28 条 総代及びその当選人の全てがないとき又はなくなったときは、総選挙を行わなければならない。

役 員 選 挙 規 程

吉田用水土地改良区

(令和7年2月7日認可)

吉田用水土地改良区役員選挙規程

(役員の被選挙権)

第1条 次に掲げる者は、役員の被選挙権を有しない。

- (1) 組合員でない者
- (2) 法人
- (3) 未成年者
- (4) 破産者で復権のできないもの
- (5) 禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでのもの又はその執行を受けることがなくなるまでのもの

(役員の選挙)

第2条 役員は、各被選挙区につきその区域に所属する組合員のうちから選挙するものとする。

- 2 前項の規定による役員の被選挙区及びその区域から選挙すべき役員の定数は、次のとおりとする。

被選挙区	被選挙区域	定数	
		理事数	監事数
第1被選挙区	結城市	4人	1人
第2被選挙区	古河市 八千代町 下妻市	5人	1人
第3被選挙区	常総市 坂東市	3人	1人

- 3 被選挙人の所属の被選挙区は、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在地による。この場合において、その被選挙人の組合員たる資格に係る権利の目的たる土地が二以上の被選挙区にあるときは、当該被選挙人が指定して土地改良区に届け出た土地（当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地）の所在地による。

(選挙の時期)

第3条 役員の任期満了による総選挙は、その任期満了の日前60日から10日までに、その他の選挙にあつては、これを行うべき事由が生じた日から30日以内に行わなければならない。

(選挙の通知及び公告)

第4条 選挙の期日は、その期日から5日前までに書面をもって総代に通知し、かつ、公告するものとする。

2 前項の通知及び公告には、投票開始の時刻、投票所、開票所、選挙する理事又は監事の数（被選挙区ごとのそれぞれの数。以下同じ。）及び投票用紙に記載すべき選挙する理事又は監事の数に記載するものとする。

(選挙の管理等)

第5条 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、選挙ごとに理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て総代の中からそれぞれこれを指名するものとする。

2 選挙管理者は、開票管理者を兼ねることができる。

第6条 選挙管理者は、選挙に関する事務を担当し、開票管理者から第8条の規定による報告を受けたときは、選挙立会人立会の上、その報告を調査し、各人の得票総数を計算し、選挙録を作つて選挙に関する次第を記載し、選挙立会人とともにこれに署名しなければならない。

第7条 投票管理者は、投票に関する事務を担当し、投票録を作つて投票に関する次第を記載し、投票立会人とともにこれに署名しなければならない。

2 投票管理者は、投票立会人立会の上、投票録及び投票箱を開票管理者に引き渡さなければならない。

第8条 開票管理者は、開票に関する事務を担当し、開票立会人立会の上、投票箱を開き、投票を点検し、開票立会人の意見をきいて投票の効力を決定し、直ちにその結果を選挙管理者に報告するとともに、開票録を作つて開票に関する次第を記載

し、開票立会人とともにこれに署名しなければならない。

2 第5条第2項の場合には開票に関する次第は、選挙録中に併せて記載することができる。

第9条 選挙録、投票録及び開票録は、投票と併せて、当該選挙にかかる役員の在任期間中、この土地改良区において保存するものとする。

第10条 選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、選挙ごとに、理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て総代の中から各3人を指名するものとする。

2 選挙立会人は、開票立会人を兼ねることができる。

3 役員の候補者は、選挙立会人、投票立会人及び開票立会人となることができない。

(選挙の制限)

第11条 選挙は、総代の半数以上が出席しなければこれを行うことができない。

(投票)

第12条 投票は、選挙の当日、総代自ら、総代名簿との対照を経て投票用紙に理事又は監事の候補者の氏名を記載し、これを投票箱に入れて行わなければならない。

2 投票用紙は、選挙の当日、投票所において総代に交付する。

3 投票用紙に記載すべき選挙する理事又は監事の数、1人とする。

4 第4条の規定により公告した投票開始の時刻に総代会に出席していない者は、投票することができない。

第13条 投票の拒否は、投票立会人の意見をきいて、投票管理者が決定するものとする。

(投票の無効)

第14条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) 理事又は監事の候補者の氏名の外他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。
- (3) 理事又は監事の候補者以外の者の氏名を記載したもの
- (4) 被選挙権のない理事又は監事の候補者の氏名を記載したもの
- (5) 理事又は監事の候補者の氏名を自書しないもの
- (6) 理事又は監事の候補者の何人を記載したかを確認し難しいもの
- (7) 投票用紙に記載すべき数を上回る理事又は監事の候補者の氏名を記載したものの
- (8) 当該被選挙区に所属しない理事又は監事の候補者の氏名を記載したもの

(候補者の立候補等の届出)

第15条 組合員でなければ、役員に立候補し、又は役員の候補者を推薦することができない。

2 役員に立候補しようとする者は、当該選挙の期日の公告のあった日から選挙の期日の3日前までの間に、その旨を書面でこの土地改良区に届け出なければならない。

3 役員の候補者を推薦するには組合員5人以上が本人の承諾を得て、前項の期間内に、その旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。

4 この土地改良区は、役員の候補者となった者の住所、氏名、所属被選挙区名、理事又は監事の別及び立候補又は被推薦の別を選挙の期日の前日までに公告し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。

5 役員の候補者が立候補を辞退し、又は推薦の候補者でなくなった場合には、立候補し、又は推薦をした者若しくは推薦された者は、直ちにその旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。

6 第4項の公告のあった日以後において前項の届出があったとき、又は役員の候補者が死亡し、若しくは第17条の規定に該当するに至ったことを知ったとき

は、この土地改良区は、直ちにその旨を公告するものとする。

(立候補等の制限)

第16条 その所属する被選挙区からでなければ役員に立候補し、又は役員の候補者に推薦されることができない。

2 理事の候補者となった者は、同時に監事の候補者となることができず、監事の候補者となった者は、同時に理事の候補者となることができない。

3 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、役員の候補者となることができない。

(立候補等の辞退とみなされる場合)

第17条 役員の候補者が前条第3項の規定により役員の候補者となることができない者となったときは、役員の候補者たることを辞したものとみなす。

(当選人の決定)

第18条 有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、選挙すべき理事又は監事の数で有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票数がなければならぬ。

2 当選人を定めるに当り、得票数が同じであるときは、選挙管理者が、選挙立会人立会の上、くじで定めるものとする。

(無投票の当選)

第19条 理事若しくは監事の候補者の数がその選挙において選挙すべき理事若しくは監事の数を超えないとき、又は超えなくなったとき、投票を行わない。

2 前項の場合において、選挙管理者は、直ちに、当該役員の候補者をもって当選人と定めなければならない。

3 前項の場合において、当該役員の候補者の被選挙権の有無は、選挙管理者が選

挙立会人の意見をきいて決定しなければならない。

(当選人の失格)

第20条 当選人は、選挙の期日後において被選挙権を有しなくなったとき、又は所属する被選挙区を異動したときは、当選を失う。ただし、組合員である役員が独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）第31条第1項各号に該当するものとなり、又は農業者年金基金法の一部改正する法律（平成13年6月6日法律第39条）による改正前の農業者年金基金法（昭和45年法律第78号）第42条第1項に規定する経営移譲をしたことによりその被選挙権を失ったときは、当該役員は、その任期の残任期間において、組合員でない役員になることができる。

(当選の公告)

第21条 当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知し、同時に、当選人の住所、氏名、所属被選挙区名及び理事又は監事の別を公告しなければならない。

2 前項の通知を受けた日から7日以内に当選を辞退する旨の届け出がないときは、当選人は、その当選を承諾したものとみなす。

(繰上補充)

第22条 当選人の数がその選挙において選挙すべき理事又は監事の数に達しなくなったときは、選挙管理者は、直ちに第18条の例によって、当選人を定めなければならない。

2 前項の規定により当選人が定まった場合には、前条の規定を準用する。

(当選の確定および役員の就任)

第23条 選挙管理者は、第21条第2項（前条第2項において準用する場合を含

む。)の期間満了の日の翌日、当選人の住所、氏名、所属被選挙区名及び理事又は監事の別を公告しなければならない。

2 当選人は、前項の公告があったとき、役員に就任するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、当選人は、現任役員の任期満了後における第24条の規定による当選、第25条の規定による当選及び第27条の規定による選挙並びに土地改良法（以下「法」という。）第29条の3の規定による改選、法第29条の4の規定による選挙及び法第134条第2項の規定による改選の場合を除き、公告の時が現任役員の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

（当選の取消しの場合の措置）

第24条 法第136条の規定により当選の取消しがあったときは、理事長は、直ちに第18条の例によって、当選人を定めなければならない。

2 前項の規定により当選人が定まった場合には、第20条から前条までの規定を準用する。

（再選挙）

第25条 第18条から第22条までの規定による当選人がない場合、選挙すべき理事又は監事の数に足る当選人を得ることができない場合又は法第136条の規定による選挙若しくは当選の取消しの場合（前条の規定により当選人を定めることができるときを除く。）にはその不足の員数につき、再選挙を行わなければならない。

（補欠役員の繰上補充）

第26条 選挙後1年以内に役員の欠員が生じた場合において、第18条第1項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかったものがあるときは、理事長は、第18条の例によって、その者のうちから当選人を定めなければならない。

2 前項の場合には、第20条から第23条までの規定を準用する。

(補欠選挙)

第27条 役員の一部が欠けた場合は、前条の規定により当選人を定めることができる
るときを除き、その不足の員数につき、補欠選挙を行わなければならない。ただ
し、欠員数が理事の定数の3分の1未満であるとき、若しくは監事の定数の3分
の2未満であるとき、又は役員に欠員が生じた時が役員の任期満了前3月以内で
あるときは、監事が1人となる場合を除き、次の総代会まで補欠選挙を行わない
ことができる。

(総選挙)

第28条 理事及びその当選人又は監事及びその当選人の全てがないとき又はなくな
ったときは、総選挙を行わなければならない。